

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	ひとり親家庭自立支援給付金事業に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、ひとり親家庭自立支援給付金事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

札幌市長

## 公表日

令和5年1月4日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭自立支援給付金事業に関する事務
②事務の概要	<p>札幌市では、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)及びこれらに基づく要綱等により、ひとり親家庭自立支援給付金事業に関する審査、決定、支給の事務を行っている。</p> <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)別表第1の45項により個人番号を利用することができるのは、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条(同法第31の10において読み替えて準用する場合を含む)の給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務のほか、給付金の支給に関する事務と定められている。</p> <p>については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①申請書類の受付、管理</li><li>②申請内容に基づく受給資格の審査</li><li>③受給者への給付金の支給</li></ul> <p>上記の事務には、公的給付支給等口座登録簿関係情報の照会事務を含む(申請者又は受給者が公的給付支給等口座の利用を希望した場合に限る)。</p>
③システムの名称	中間サーバー・プラットフォーム システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名、個人基本、社会保障宛名)
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親家庭自立支援給付金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条1項 別表第1の45の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第36条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2  (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26、30、87の項) 番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第19条、第44条 ※番号法別表第2の第30の項に係る主務省令は未制定  (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)に「母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(65の項) 番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第36条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	

**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先

郵便番号060-8611  
札幌市中央区北1条西2丁目  
総務局行政部行政情報課

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先

郵便番号060-0051  
札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階  
子ども未来局子育て支援部子育て支援課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

